

災害時の動物同行避難

災害時の動物同行避難と 静岡市におけるペットの災害対策について

昨今、動物同行避難ということが言われていますが、同行避難とはなんなのか、被災したら動物はどうなるのか、どんなことをすればいいのか、人のことで手いっぱいの中動物まで手が回らないなど飼い主だけでなく自主防災の方々にも疑問や不満、不安があると思います。

災害時の動物同行避難と静岡市におけるペットの災害対策についてご理解いただくことで、少しでも疑問や不満、不安が解消できればと思います。

石川県災害対策本部会議 における動物関連事項

- 1/5 町内会がリーダーを決めてペット可能な場所を決めたりしている地域がある
- 1/6 ペットも避難者。要配慮を県知事が要請。環境省の専門家が石川入り
- 1/8 獣医師会が災害対策本部を立ち上げた
- 1/12 災害医療コーディネーターからの報告
避難所にペットを連れてくる人がいる。
ペットがいるから広域避難をためらう人もいる。
1.5次避難所にトレーラーハウスの設置を調整
- 1/15 獣医師会がペットの受け入れを開始
- 1/16 2次避難所のペットの宿泊料が1日2000円
- 1/17 2次避難所がペットの宿泊料を無料にした。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震での令和6年1月18日現在石川県災害対策本部会議において報告や指示のあったペットに関連する事柄です。

1月1日に発災し、国(環境省)からペットの専門官が石川県入りしたのが5日後、獣医師会が災害対策本部を立ち上げたのが7日後、獣医師会がペットの受け入れを開始したのが2週間後であることがわかります。

熊本地震で、熊本県獣医師会が災害対策本部を立ち上げたのが、発災後2週間以上たってからとなりますので、今回は、今まで以上に早期に獣医師会のペット救護の動きはありました。

ただ、人においてもそうであるように、動物においても発災直後から効果的な救護活動が、被災地すべてで行うことができるわけではないので、組織的な救護活動がご自身の地区で行われるまでは、個人もしくは近隣の方々と協力して対応せざるを得ません。

同行避難と同伴避難の違い

同行避難 災害が起きた時に、飼い主とペットが同行し
安全な避難場所（避難地）まで避難すること
環境省 ヒトとペットの災害対策ガイドライン 平成30年3月

同伴避難 ペットと一緒に避難したうえで、被災者が避難所
またはその敷地内でペットを飼養管理する状態
内閣府 避難所運営ガイドライン 平成28年4月

同行避難は避難行動で、同伴避難は避難生活

組織的な救護活動が円満に行われるためには、救護対象がどこにどれくらいいるか把握する必要があります。

人については、家屋が倒壊してしまった、または倒壊の危険性が高く、自宅避難しなければならぬ被災者は、避難所において避難生活を送ることになります。避難所開設当初は、ご自身が用意していた飲料水や食料の他、自治会でも備蓄していた飲料水や食料、毛布等で避難生活を開始することになります。

被災者の中には、動物を飼育していない人と飼育している人が存在します。どちらの被災者も、自宅で避難生活を送ることができないため、避難所で避難生活を送っています。

環境省が「原則同行避難」という方針をとっていますので、避難所には動物を飼育している人が動物を連れて避難してきます。

同行避難という言葉は、正確に理解されていないことが多いため、説明を加えると、環境省が方針としている同行避難というものは、災害が起きた時に飼い主とペットが同行し安全な避難場所まで避難することであり、避難生活のことまで定義されていません。

避難所で、ペットを飼養管理する状態は、「同伴避難」という言葉で内閣府が避難所運営ガイドラインで使用しています。この同伴避難の定義は、ペットと一緒に避難したうえで、被災者が避難所またはその敷地内でペットを飼養管理する状態となっています。

多くの方がイメージするような、被災者のベッドサイドと一緒に避難生活を送る、つまり飼育することを意味しているものではありません。

災害時の同行避難

-同行避難を理解し、円滑に対応するには……-

同行避難、同伴避難という言葉をご正確に理解いただき、避難所運営が円滑にできるよう、静岡市と静岡市獣医師会がどのように考えていて、飼い主の方々がどのように行動すればよいか、また避難所運営側の方にできるだけご負担をかけないような動物救護計画を策定しているかをご理解下さい。

はじめに

大地震や大規模災害が発生した場合は、人間だけでなく多くの動物も同時に被災する。

過去の震災の教訓と環境省の「原則同行避難」という方針から、動物と一緒に避難する飼い主が増加している。

常総大水害をはじめ様々な災害で報道されたように、動物において救助や避難することを拒む 飼い主もあり、緊急時には飼い主を救助する際に同時に動物を救助することもある。

大地震や大規模災害が発生した場合は、人間だけでなく飼育されている多くの動物も同時に被災することをご理解いただけたらと思います。

動物を飼育している方が被災した場合は、過去の震災の教訓と環境省の「原則同行避難」という方針から、動物と一緒に避難する飼い主が増加しています。

また、動物と一緒になければ救助を拒む例などもあり、人を救うためには動物を救わなくてはならないような状況にもなっています。

常総の大水害の時は、柴犬と一緒に屋根の上に避難していた年配のご夫婦が自衛隊のヘリによって柴犬と一緒に救助されました。
また、口永良部島の噴火による全島避難で、海上保安庁のヘリで飼い主が犬と一緒に避難されました。

このような事例があり、様々な災害で正しいかどうかは別として動物を救護する考え方や、動物と一緒に避難をする方々が増えていることは事実です。

地震と震災(地震災害)

1923年	関東地震(M7.9)	関東大震災
1995年	兵庫県南部地震(M6.9)	阪神・淡路大震災
2004年	新潟県中越地震(M6.7)	新潟県中越大震災
2011年	東北地方太平洋沖地震(M9.0)	東日本大震災

2003年 十勝沖地震(M8.3) 1994年 北海道東方沖地震(M8.2)
2015年 小笠原諸島西方沖地震(M8.1) 2016年 熊本地震(7.3)

地震と震災という言葉を考えてみます。

日本で大震災と認識されている震災は4つあります。
関東大震災、阪神淡路大震災、新潟県中越大震災、東日本大震災です。

大震災となった地震以外にも、大きな地震は来ていますが、震災の呼称はありません。

上4つの地震と、下4つの地震で何が違うでしょう？マグニチュードは、下のほうが大きいものもあります。

違いは、地震が発生し、それに伴って大規模な災害が起こったか起こらなかったかの違いです。

地震と震災(地震災害)

地震 岩盤の内部で岩石同士が急にずれ動くことで、このことによって地面に大きな振動が生じること
自然現象

震災 地震によって引き起こされた災害

災害 自然現象や人為的な原因によって、人命や社会生活に被害が生じる事態

地震は自然現象なので、無くしたり小さくしたりはできないが、震災(災害)は、無くしたり小さくすることは可能である。

地震は、地面が大きく揺れ動くという自然現象であり、震災は地震によって引き起こされた災害という事になります。

災害は、自然現象や人為的な原因によって人命や社会生活に被害が生じる事態の事を言いますから、人の住んでいないところに災害は起こりませんし、地震が起きても人命や社会生活に生じた被害が大きくなければ震災とはいいません。

地震は、自然現象でありますので、これを避けたり無くしたりすることはできません。しかし震災や災害は無くしたり小さくしたりできる可能性があるわけですから、そこに努力をしていく必要があるということで、あたりまえですが、これが災害対策ということです。

では、被災したペットの災害対策とはどのようなものでしょうか。

さきほど、動物と一緒になければ救助を拒む例などもあり、人を救うためには動物を救わなくてはならないような状況にもなっているという話をしました。

この、「人を救うために動物を救うということ」の、「人」というのは、飼い主のことだけではなく、動物を飼っていない方も含んでおります。

地域の方が避難所で生活を送るうえで、自主防災の方が重点を置いている問題の一つが衛生環境の維持です。被災者が避難生活を送る同じ空間で、動物も避難生活を送っているという事になると、動物の毛が舞う中で食事をする事になるなど、それだけで衛生環境は悪化することになります。

また、冬であれば動物が突発的な行動をとった結果、ストーブが倒れる可能性もあり、それによって火災ややけどのリスクも考えなければなりません。つまり、正しい動物の救護ができていないと、飼い主だけでなく、飼い主以外の方にも不利益が生じ、リスクが増しています。

正しく動物を救護するという事は、実は飼い主以外も含め、すべての被災者を救護するという事に繋がっているのです。つまり、正しくペットを救護するという事は、ペットの安全確保をし、飼い主を救い、飼い主以外の方がペットからうける不利益、大げさな言い方をすれば災害となりますが、これをいかに少なくするかという事に直結します。

災害を小さくするには

- 1 正しく怖がる。
- 2 できる限りの準備をし、対策を練る。

災害対策、つまり災害を小さくするにはどうすればというと、二つしかありません。正しく怖がる事、つまりできる限りの情報を集めて分析をし、どのようなことが起こる可能性が高いのか、きちっと評価することが必要です。

また、その評価したものをベースに、できる限りの準備をして、不利益を被る事に対しては、できる限りの対策を練る、この二つで減災が可能になります。

2018年1月 南海トラフで発生する地震の確率

今後30年の発生確率は70～80%

政府地震調査委員会

ちなみに・・・

今後30年間で

交通事故でけがををする(させる)確率(交通災害)	24%
自宅が火事にあう確率(火災:火事災害)	1.9%

自然災害・事故等の発生確率の例は、地震調査研究推進本部地震調査委員会(2006.9.25)より抜粋

2018年1月に、南海トラフで発生する地震の確率がそれまでの70%から、70～80%に上方修正されました。

ほとんどの方が、自動車事故に備えての保険に入ったり、消火器、火災報知器の設置など自宅の火災についての備えをしていると思います。

ちなみに、今後、30年間で交通事故でけがをしたりけがをさせたりする確率は24%です。火災に至っては、自宅が火事にあう確率は1.9%です。交通事故の3倍、火災の40倍近い発生確率のある地震に対して、交通事故や家事と同じもしくは、それ以上の危機意識をもって準備すべきだと考えます。

地震がきても、震災になっても、多くの方は生き残ります。そして、行政はさらに地震で亡くなられる方を減らすための対策を行っています。もし、地震について個人個人が準備していなければ、最悪の場合、自宅や財産が失われた状態で、かつ何も準備がされていない状態で、地震後生きていかなければならないという事になります。

ですので、ご家庭での災害対策というのは非常に重要なのです。

災害時の対応方法の基本

自助（自分で自分を守る）

初期消火活動・避難

共助（地域や地区単位で助け合う）

バケツリレーなどで消火

子供は近所の家に避難

公助（行政機関からの「支援」）

消防士が消火活動する

災害に対する対応の基本は・・・

まず自分で何とかする、何とかしようと試みる「自助」、近所の人に助けを求めお互いに助け合う「共助」、そして、行政が行う支援「公助」があります。

つまり自助があり、共助があり、公助があるという流れです。

この自分で自分を守る自助というのが、災害時の対応方法においては非常に重要です。

これを動物の災害対応で考えた場合、ペットを自分で守るにはどうしたよいか、助け合って生活していく中で、ペットはどうなるのか、ペットに対する行政機関の支援はどんなものなのかを説明します。

自助のために・・・

自分のペットを自分で助けるために一番大切なことは、
自分のペットが自分の手元にいること！！

マイクロチップ、鑑札、狂犬病注射済票装着、
迷子札、足環

など・・・

自助つまり自分で自分のペットを助けるために一番大切なことは、自分のペットが自分の手元にいることです。

災害時は、動物も不安で脱走する場合があります。

個体識別ができないと、飼い主のもとには帰ってくる可能性が極端に低くなりますし、時間もかかります。福島では、自分のグループが保護した猫の1匹は、飼い主が見つかって再会するまでに2年以上もかかりました。

犬猫ともに最も有用なアイテムはマイクロチップです。マイクロチップとは、体内に装着する小型の電子機器。大きさはかなり小さく注射する感じで装着できます。機械で番号を読み取り、その番号から飼い主や飼い主の連絡先が検索可能となっていますので、災害時には非常に有用です。

それ以外では、犬であれば登録の鑑札や狂犬病の注射済票、迷子札を、猫は、迷子札、鳥は、足環などで個体識別をしておきましょう！

自助のために・・・

衣食住の用意

衣：ペットの毛が舞わないように

衣類の用意

リードや首輪・胴輪の用意

(医)：常用薬が必要なペットであれば薬の用意

人と同様、衣食住の用意も必要です。しておきましょう。

衣としては、ペットの毛が舞わないように衣類の用意しておくといでしょう。つなぎ留めておくのに必要なリードや首輪などの準備や点検も必要となります。

同じ「い」でも常備薬がある子は医薬品の「医」の用意も大切になります。手元に薬のあるうちに処方してもらうなど、どうしたらよいか、かかりつけの先生と相談されることをお勧めします。

自助のために・・・

食：フードの用意 水の用意 食器類の用意

水は1週間分

フードはローリングストックで準備(1か月分以上)

1週間分の目安

5kg	フード1.0kg	水2.0リットル
10kg	フード1.5kg	水4.0リットル
20kg	フード2.0kg	水7.0リットル

食は、なんといってもフードと水の用意です。避難所には、人間用の非常食などは常備してありますが、ペット用の非常食、水の準備はありません。

フードについては、今使われているフードと同じ新しいものを常に1つストックしておき、封を切ったら、新しく1つ購入しストックしておくという、ローリングストックをお勧めします。

水については、10kgの犬で1日400ccほど水が必要になりますから、1週間から10日のストックを目安に用意してください。

自助のために・・・

住：クレート、キャリー、ケージ
ブルーシート
タオル、毛布
スリング
ペットシーツ
トイレ用品
など・・・



ペットキュート キャリーバッグ

雨風しのげる クレートやキャリー、ケージ、暖をとれる毛布やタオルも必須です。

避難する時は、小型犬や猫であれば抱いた時にでも両手が使えるスリングがあると便利です。また、ペットリュックが簡易ケージとして広げられる商品も販売されていますので、そのようなペットグッズを用意するとよいと思います。

それ以外には、ペットシーツやトイレ用品の用意も必要です。

東日本大震災時の実際の避難所



渡り廊下を利用したベトスペース

東日本大震災の時の実際の避難所です。

動物の生活場所にブルーシートが張られていたり、手前側の犬は、毛布があたえられていますね。また、日本赤十字社の救援物資用段ボールの空き箱が使われていますので、被災後最低でも1週間から10日たった時点だと思われます。

外の環境ではなく、建物内で飼育できないかと質問されますが、人の避難所は、感染者の隔離や障害をお子様を抱えるご家族、女性用の物干し部屋など、体育館と分けることのできる部屋はより多く使用できればよいのですが、学校側は早期に教育の再開を目指すため、あまり多くの教室を避難所として開放できない事情もあり、常に部屋不足の状態となっています。

したがって、動物が生活できる建物内のスペースはありません。

…となると、避難所の屋外のスペースが動物の避難生活を送るスペースとなります。

京都市におけるペットスペース設営訓練



うんていを利用したペットスペース

サッカーゴールを利用したペットスペース



京都市におけるペットスペース設営訓練での写真です。

左はうんていにシートをかけ、陸上のハードル、コンパネ等を利用して飼育スペースを作っています。右側はサッカーゴールを倒して置き、大きなブルーシートで周りを囲んで飼育スペースを作っています。

このペットスペースから、シートを取り除いてしまったら、とたんに先ほどの実際の避難所よりも劣悪なものになります。つまり、この程度のペットスペースであったとしても、ブルーシートが用意されていなければ、設営することもできないという事です。そして、避難所にはペット用の備蓄品は一切ありません。

ブルーシートを「誰かが」用意してくれていれば可能かもしれませんが、「誰かが用意」は「誰も用意しない」可能性が高いので、誰かがではなく、ご自身で用意する必要があります。といってもこれだけ大きなブルーシートを用意しておくことは大変ですので、防災グッズの中に一番小さなサイズのブルーシートを1匹1枚用意することを勧めています。大きなブルーシートを個人で用意するのは大変でも、小さなブルーシートを皆が持ち寄れば、写真のようなペットスペースの設営は可能となります。

テント泊 車中泊



ペットとの車中泊（仙台市）

動物が建物内で避難できないのなら、テント生活をしたり、車中泊をしたりと考える方がいると思います。

この写真は、熊本地震の避難所の様子です。左上の写真は、アルピニストの野口健さんが作った避難所内のテント村です。日本では初の試みでした。残念ながら人のみで、動物の入居はできません。

右下の写真は、NPO法人のピースウィンズジャパンが再春館製菓の芝生緑地を借り受けて作った、動物も入居できるテント村です。

左上のテント村が運用できたのは、震災後11日目、右下のテント村が運用できたのは、震災後21日目でした。

発災後、運用されるまでの間をどうするかもちろんですが、他の問題もあります。熊本地震では、5月のゴールデンウィーク時でもすでにテント内の室温は40℃を超える日が多く、人や動物の体調を考えて人用テント村は1か月半、動物と同居できるテント村は2ヶ月で閉鎖されました。真夏の発災であれば、ほぼテント生活はできないと考えられます。

車中泊も似たようなもので、真夏であればエンジンをかけてエアコンをかけないと、車内での避難はできません。2000CCのガソリン車のアイドリング1時間で約1ℓのガソリンが消費されます。東日本大震災の時は、被災地から離れた東京でも給油制限が設けられ、ガソリンが足りない状態が1か月ほど続いたことを考えると、車中泊も無理と言わざるをえません。

・・・となると、自宅避難が可能な被災者やご自身で離れた場所に移動しホテルなどで避難される被災者以外、避難生活を送る被災者は、やはり避難所で避難生活を送るという事になります。

避難所では・・・

人と同様、ペットと飼い主
のマナーが重要



むやみに吠えない、鳴かない
人を咬むなど、危害を加えない
毛の手入れや排泄物の処理
など・・・

であるならば、このような場所で人が共同生活生活しているということは、ストレスがたまることは容易に想像できると思います。

ですから、もしペットが屋外飼育であったとしてもペットと飼い主のマナーが非常に重要になります。吠えたり、攻撃性などがあつたりすると、トラブルのもとになります。また、毛が舞ったり、排泄物の処理の問題にも気を使わないとトラブルになるので、個人でしっかりとそれらの対策を行うことが重要です。

日頃から・・・

しつけ、トレーニング

人や子供が好きな子に育てる
クレートやケージ内でおとなしくできるようしつけをする
爪切りやブラッシングなど衛生面に気を付ける

病気の予防

狂犬病や混合ワクチンなどの予防接種
ノミやマダニなどの寄生虫予防
不妊手術

日頃からしつけやトレーニングをしておくこと、クレートやケージ内でおとなしくできる練習や、性格が良く人懐っこい子になるような訓練、他人から見て手入れが行き届いている、いわゆる「清潔に見える子」にしていくことが重要です。

また、動物から病気がうつるか心配な方もいるので、予防接種やノミマダニなどの各種予防、万が一逃げて戻ってこない場合や、避難所での自己管理の不徹底から、望まない子が生まれてくることもあるので、不妊手術をしておく、このような事に日頃から気を掛けておく必要があります。

最も重要なこと！！

**自分のペットは避難所でも
自分で責任をもって
飼養管理を行う**

避難所においては、避難ペットの収容台帳を作成して、所有者または管理者を明確にしておく必要がある

そして、もっとも重要なことは、動物と一緒に生活をし始めたら、災害時であろうがなかろうが、生活空間が自宅であっても、避難所であってもご自身で、責任をもって飼養管理をすることとなります。避難所においては、避難所ペットの収容台帳というペットの名簿が作成されます。この名簿に必ず必要事項を記載し、所有者や管理者を明確にしておきましょう。

災害時の動物救護

被災動物の救護は飼い主が責任をもって管理する、いわゆる自助はもちろんであるが、飼い主の自助ですべて行えるものではない。

静岡市においては、公助として静岡市、静岡市獣医師会、静岡県動物保護協会、日本愛玩動物協会などが協力して、動物の救護活動を行うことになっている。

これらの救護活動を効果的かつ円滑に進めるには、避難所が大きな役割を果たす必要がある。

静岡市や静岡市獣医師会が考えている、正しい動物救護とはどんなものでしょうか？

被災したペットの救護は、原則飼い主が責任をもって行い、飼い主が飼育管理をする、いわゆる自助を大原則としています。飼い主とペットはまず離れませんので、飼い主自らが飼養管理する以外方法がありません。

ただ、飼い主の自助ですべて行えるものではありません。静岡市においては、公助として、静岡市、静岡市獣医師会、静岡県動物保護協会、日本愛玩動物協会などが協力して動物の救護活動を行うことになっています。これらの救護活動を効果的に、また円滑に進めるには避難所が大きな役割を果たす必要があると考えています。

避難所運営と動物救護

大きな役割といわれても・・・

人が優先で動物まで手が回らない
運営側の負担が増加するのではないか
何をすればいいのかわからない
そもそも避難所ではなく、動物を預かる施設を作り、
そこで、一括飼養したらいいのではないか
動物は家で飼育して、人だけ避難所で生活したらどうか

避難所運営側に大きな役割があるといきなりいわれても、「人が優先で動物まで手が回らない」「運営側の負担が増加するのではないか」「何をすればいいのかわからない」など、疑問や不安があると思います。

避難所運営と動物救護

人の避難所ではなく、動物の避難所や預かり施設を作って、飼養管理すればいいのではないか？

「他に方法はないのか」や、「人の避難所ではなくて、動物専用の避難所や預かり施設(シェルター)を作ってそこで飼養管理すればいいのではないか」という意見があります。ただ、それは現実的に実現できず、またそのこと自体が復興を妨げる要因、つまり災害となりうる可能性があります。

静岡県の被災動物数について

	人口	種別	被災動物数	保護収容頭数
静岡県	3,793千人	犬	2,920頭	693頭
		ねこ	3,396頭	339頭
(参考)				
兵庫県	5,585千人	犬	4,300頭	1,020頭
		ねこ	5,000頭	499頭

静岡県被災動物救護計画 平成18年4月

地震災害が起こったときに静岡県でどれくらいの動物が被災するかがわからなければ想定できませんので、まず発災した場合の被災動物数を算定しました。

平成18年に作成された静岡県被災動物救護計画から抜粋した推定被災動物の表です。阪神淡路大震災の兵庫県を参考に人口比で静岡県の被災動物数を推定しています。県内で保護収容頭数1000頭ちょっととは、かなり安心できる数字です。この算出根拠となっている、兵庫県の被災動物数ってどう算出したのか調べてみました。

兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録(デジタル化:神戸大学図書館)							
保健所名	世帯数 (A)	全・半壊 戸数(B)	B/A	犬・猫の飼育頭数 (C)		被災動物推定数 (B/A×C)	
				犬	猫	犬	猫
西宮	162,246	1,253	0.007	10,043	14,603	70	103
・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・
尼崎	192,340	512	0.003	8,679	17,311	27	52
神戸	569,206	41,330	0.076	35,637	51,229	2,602	3,540
合計	1,193,159	58,940	0.049	80,154	107,036	4,335	5,027
消防庁調べ 平成12年1月11日現在							
	全壊	全焼	半壊	半焼	全半壊計	合計	
兵庫県	104,004	6,147	136,950	64	240,954	247,165	

兵庫県南部地震動物救援本部の活動記録に被災動物の推定根拠がありました。世帯のどのくらいが全半壊したかを出し、ペット飼育率を世帯数と掛け合わせ、飼育頭数を推定し、全半壊した家庭で飼育していた動物を被災動物としていることがわかります。

この表では西宮市の全半壊率が0.7%となっていますが、ニュースや報道写真では140軒に1軒しか全半壊していない風には見えず、違和感を覚えました。そこで、全半壊戸数を調べていくと、消防庁の兵庫県の家屋被害の表が見つかりました。全半壊戸数は、24万件あまりと、動物救援本部よりも4倍強多いことがわかります。

静岡県の被害を想定するのに、この被害実態を参考にするには、あまりにも根拠となる数字の開きが大きく参考とするには危険すぎます。

被災動物数について

飼育されている犬・猫は推定何頭くらいか？

被災する犬・猫は推定何頭くらいか？

被災の定義：飼い主が避難所で避難生活を
しなければならない程度の被災

以上の理由から、今出ている統計を利用して、静岡県の被災動物の推定をしました。

静岡県で飼育されている犬猫は推定何頭くらいか？その中で被災する犬猫は何頭くらいかを出してみましょう。今回は被災する犬猫の定義は、飼い主が避難所で避難生活をしなければならない程度の被災と定義しました。

静岡市の被災動物数について

静岡市の人口 704,217人 (2018/6)

静岡市の世帯数 315,372世帯 (2018/6)

ペットフード協会 2017年全国犬猫飼育実態調査

犬 飼育世帯率 12.84% 平均飼育頭数 1.24頭

猫 飼育世帯率 9.71% 平均飼育頭数 1.75頭

静岡市の犬飼育頭数(推定) 50,212頭

静岡市の猫飼育頭数(推定) 53,589頭

動物の対人口比 犬 0.071 猫0.076

静岡市の人口は、約70万人です。世帯数は、31万5千世帯になります。この数字は、毎月市が出している統計によるものです。世帯における住宅の割合は83%強で、これは、静岡県の第4次地震被害想定によるものです。

次に飼育世帯率をみてみますと、2017年のペットフード協会の調査によると、犬の飼育世帯は12.8%猫の飼育世帯率は9.7%です。複数等飼育しているご家庭もありますので、飼育世帯1世帯あたり、犬は1.24頭、猫は1.75頭になります。

そこから、想定される静岡市の犬飼育頭数は、50000頭余り、猫の飼育頭数が、53000頭余りという結果になりました。動物の対人口比は、犬で人1000人当たり71頭、猫で人1000人あたり76頭となりました。

静岡市の被災動物数について

避難所の避難者数 (静岡県第4次地震被害想定 基本ケース)

	市全体	葵区	駿河区	清水区
1日後	159,697	59,457	50,363	49,877
1週間後	164,965	60,952	51,497	52,516
1か月後	78,822	29,729	25,141	23,952

避難所の避難者が飼育している動物数 = 今回定義した被災動物数

	市全体		葵区		駿河区		清水区	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
1日後	11,338	12,136	4,421	4,518	3,575	3,827	3,541	3,790
1週間後	11,712	12,537	4,469	4,632	3,656	3,913	3,728	3,991
1か月後	5,517	5,990	2,110	2,259	1,785	1,910	1,700	1,820

次に、避難所に避難している人の数ですが、これは、静岡県第4次地震被害想定の基本ケースから、1週間後には、市全体で16万5千人が避難所に避難しているという事がわかりました。

この避難所で避難生活を送っている被災者が飼育している動物が被災している動物の数となりますから、1週間後には、犬猫ともに12000頭前後、計24000頭前後が被災動物で行き場のない動物の可能性があるとこの事です。

静岡市の被災動物数について

各避難所の避難者が飼育している動物数

	市全体		葵区		駿河区		清水区	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
1日後	11,338	12,136	4,421	4,518	3,575	3,827	3,541	3,790
1週間後	11,712	12,537	4,469	4,632	3,656	3,913	3,728	3,991
1か月後	5,517	5,990	2,110	2,259	1,785	1,910	1,700	1,820

葵区最大の避難所 観山中学校 収容可能人数 2,903人 犬 206頭 猫 221頭

動物収容施設を作りペットを収容し、救護・飼育するとなると・・・

発災後1週間の避難者が飼育している動物が犬猫24,249頭であり、半数を収容すると仮定しても12000頭の収容が必要となる。場所の問題も大きな問題となるが、1人が適正に動物を飼育管理できる限界は10頭程度と考えられ、飼育スタッフが1200人必要となる。鈴与本体の全従業員数が1138人、IAIの従業員数が1299人なので、そのくらいの規模の人員の確保が必要となる。

これらの被災動物の収容施設を作り保護収容、飼育管理するとなると、適正に管理できる限界は10頭前後と考えられますので、静岡市の被災動物の半数を収容したとしても、飼育スタッフが常時1200人必要であり、これは、静岡ガスの全従業員数と同じになります。

避難所運営と動物救護

大きな役割といわれても・・・

人が優先で動物まで手が回らない
運営側の負担が増加するのではないか
何をすればいいのかわからない
~~そもそも避難所ではなく、動物を預かる施設を作り、
そこで、一括飼養したらいいのではないか~~
動物は家で飼育して、人だけ避難所で生活したらどうか

これらの動物を収容する施設を建てる場所、費用、また人件費を含め運営費を考えると不可能であることは明白で、また動物と飼い主は離れないということを考えると、これらの被災動物は、飼い主のそばで飼い主の管理のもと飼育していく以外に方法がないというのがわかると思います。

つまり、避難所に避難した飼い主の飼っている動物は、飼い主が避難した避難所内で飼い主の管理のもと飼育するということです。これが、動物救護の正しい救護法のファーストステップであることは間違いありません。

避難所運営と動物救護

大きな役割といわれても・・・

人が優先で動物まで手が回らない
運営側の負担が増加するのではないか
何をすればいいのか分らない
~~そもそも避難所ではなく、動物を預かる施設を作り、
そこで、一括飼養したらいいのではないか
動物は家で飼育して、人だけ避難所で生活したらどうか~~

また、被害想定では、建物が倒壊もしくは倒壊の危険が高く、自宅避難ができない被災者が避難所生活を送ると想定されていることから、倒壊した、または倒壊の危険のある建物内で動物を飼育し、飼い主だけ避難所で生活するという事自体、ありえない話となります。

となると、やはり避難所運営側の手間がふえるのではないかという不安があると思いますが、動物に手を回さなくてOKです。

避難所運営側に大きな負担をかけず、3つの協力だけをお願いしたいと考えています。

それが、静岡市が考えている正しい救護方法です。

避難所の役割

同行避難動物の保護

避難者が連れてくる動物を避難所でどのように円滑に保護し、また適正な飼育をするかが大きな課題となる。

適正な飼育とは、全避難者の理解が得られるルールのもとの飼育であり、その実施主体は飼い主で、飼育に伴う作業を飼い主が共同で行うということである。

実際に避難所運営側にしていきたいこと

動物飼育(動物救護所)エリアを用意していただく

避難所の大きな役割の一つとして、まず同行避難動物の保護があります。避難者が連れてくる動物を避難所でどのように保護し適正に飼育するかが大きな課題となります。

適正な飼育とは、全避難者の理解が得られるルールの下での飼育であり、その飼育の実施主体は飼い主であって、飼育に伴う作業を飼い主が共同で行うという事です。ですから、適正飼育について避難所運営側にさせていただくことはただひとつ、動物飼育エリアを用意していただくという事です。

このエリアがないと人の生活エリアに動物が入ってしまうこととなります。

避難所の役割

飼い主不明の動物の一時的な保護

飼い主が不明の動物については、災害後立ち上げる収容施設などや動物病院が保護収容施設になっているが、災害発生直後には、ただちに保護収容施設に送ることは不可能であると考えられる。

そのため、一時的に保護する場所が必要となる、その役割を担うことができるのは、避難所において他にはない。

実際に避難所運営側にしていきたいこと

飼い主不明動物を一時的に保護していただく

飼い主不明の動物の一時的な保護も避難所の役割としてあります。

飼い主が不明な動物については、災害後に立ち上げる収容施設、いわゆる動物シェルターや動物病院が保護収容施設になっていますが、災害発生直後には直ちに保護収容施設に

そのような動物を移送することは不可能であると考えられます。そのために、一時的に保護する場所が必要となりますが、災害時にその役割を担うことができるのは避難所においてほかにありません。

従いまして、避難所運営側にしていきたい2つ目の事として飼い主不明の動物を一時的に保護していただきたいと思えます。

一時的に保護した場合、その動物の世話などの仕事が増えると思われるかもしれませんが、この動物の飼育管理については、動物飼育エリアで動物を飼育する同行避難した飼い主をお願いすることになっており、避難所運営側にご負担をかけることはありません。

また、飼い主不明の動物を避難所で一時保護しない、つまり野良犬、野良猫としてそのままにしていた場合、数か月後には、飼い主のいない子犬子猫が生まれ、それらの犬猫とそもそも飼い主のいた犬猫とで、地域の環境を荒らすこととなります。それを未然に防ぐためにも、一時的な保護は重要な役割と言えます。

避難所の役割

行政側との連絡

避難所で保護した動物の飼育や、動物飼育エリアの管理及び運営は、動物の飼い主がグループを作り行う。

飼い主不明の動物の飼育や管理も、この飼い主グループが行うことになる。

不足している救援物資等の要請は、飼い主グループが行政に行う。

実際に避難所運営側にしていただきたいこと

飼い主グループと行政側の連絡の橋渡しをしていただく

3つ目としては、行政との連絡です。

避難所で保護した同行避難動物の飼育や動物飼育エリアの管理、運営は、同行避難した飼い主がグループを作り行うことになっています。

先ほどのスライドでもおはなししましたが、飼い主が不明の動物の飼育や管理もこの飼い主グループが行うことになっています。

不足している救援物資等の要請も飼い主グループが行政に行うことになっていますが、飼い主グループは防災無線などの連絡手段を持ち合わせていません。

避難所運営側には、防災無線などを通じ、飼い主グループと行政との連絡の橋渡しをお願いしたいと考えています。

若干ご負担をかけるかと思いますが、ご理解下さい。

同行避難と動物救護所

同行避難≠動物救護所(動物飼育エリア)での避難生活

同行避難 飼い主が動物を連れて避難地に避難する

動物救護所 同行避難した動物を避難所に飼育エリアを設けてルールに従い飼育管理する場所

同行避難は飼い主自らの行動であり、また国の方針であるために、避けることができない。

動物救護所の管理運営をどのようにするかがポイント

動物救護所(動物飼育エリア)は、同行避難した動物を避難所内に飼育エリアを設けてルールに従い飼育管理する場所です。同行避難は、飼い主自らの行動でありますし、また国の方針でもありますから、これを規制したりすることは難しいというか不可能です。

動物救護所の管理運営をどのようにするか、これが自主防災組織や飼い主、静岡市、静岡獣医師会など動物救護にかかわる組織の重要なポイントとなります。

避難所における動物救護

救護対象となる動物

原則として、家庭で飼育されている犬、猫、小鳥、
ケージ内飼育が可能な小動物等のペット動物

心配されているかもしれない・・・

牛や馬は避難所には来ません。

人に危害を与えるおそれの強い特定動物は避難所に来ません。

避難所で救護対象となる動物は、原則として家庭で飼育されている、犬、猫、鳥、ケージ内飼育が可能な小動物等のペット動物です。

牛や馬、豚などの産業動物は避難所で保護することはありません。また、人に危害を与える恐れのある強い特定動物、たとえば毒蛇など飼育するにあたり許可が必要な動物も避難所にはくることはありませんので、ご安心ください。

避難所以外の動物救護

大規模災害発生後、静岡市・静岡市獣医師会・静岡県動物保護協会静岡支部・日本愛玩動物協会は、協定に基づいて動物救護対策本部を立ち上げ、動物救護活動を行う。

静岡市動物指導センターは静岡市災害対策本部と連動して、動物救護活動の総合的な調整を行う。

避難所以外の動物救護については、大規模災害発生後には、協定に基づいて動物救護対策本部が立ち上がり、動物救護活動を行うことになっております。また、静岡市動物指導センターは、静岡市災害対策本部と連動して、動物救護活動の総合的な調整を行うことになっております。

避難所における動物救護

静岡市における災害時の動物避難生活について

避難所での動物の避難生活はどのようなものになるのでしょうか。

避難所における動物救護

基本方針

避難所においては、人間の居住エリアと動物の飼育エリアを完全に分離し、動物はケージ内もしくは繋留によって飼育する。

人間の居住エリアへの持ち込みは禁止。人が動物の飼育エリアにはいって、飼育管理を行う。

(動物の飼育エリアへの立ち入りは飼い主家族のみが理想)

飼育に必要な用具、フード、水などは、原則として飼い主が用意し、動物の飼育は飼い主の責任で行う。

飼い主からなる飼い主グループを組織し、飼育エリアの管理など避難所の飼育に伴う作業は、飼い主グループが行う。

静岡市内の避難における動物の飼育管理の基本方針は、避難所内においては、人間の居住エリアと動物の飼育エリアを完全に分離して、動物はケージ内もしくは繋留によって飼育する。人間の居住エリアへの動物の持ち込みは禁止とし、人が動物の飼育エリアに入って使用管理を行う。できれば動物の飼育エリアへの立ち入りは飼い主家族に限るのが理想。

飼育に必要な用具、フード、水などは原則として飼い主が用意し、動物の飼育は飼い主の責任で行う。飼い主からなる飼い主グループを組織し、飼育エリアの管理など避難所の飼育に伴う作業は飼い主グループが行うとなります。

避難所における動物救護

ペットスペースの選定

動物はケージに入れておくか、鉄棒など頑丈な支柱に繫留することになるため、繫留可能な場所である程度の広さを有するところを選定する。

動物救護活動用の資材

原則として、避難所には動物救護活動用のいかなる資材も備蓄されていない。

飼育エリアの選定については、動物はケージに入れておくか鉄棒などの頑丈な支柱に繫留することになるため、繫留可能な場所で、ある程度の広さを有する場所を避難所運営側と協議し決めていただくことになっています。

動物の救護活動用の資材については、原則として避難所には動物救護活用のいかなる資材も備蓄されていないので、資材を含めすべては飼い主が用意することになります。人用の備蓄品の中で使用しない物や、段ボール等の廃棄物、また提供できる資材があればご協力いただけきたいと考えています。

動物避難所立ち上げの作業工程

避難所開設後は、早急に動物救護活動を開始しなければならず、飼い主グループの体制をただちに整備し活動を始める必要がある。

最初の作業

発災直後は、飼い主はグループ化されてなく、その状態で飼育者と非飼育者が入り混じって避難所に存在していると考えられる。そのため、まず避難所運営員が動物同行避難者を集めるところから始める。

ここからは、飼い主の方々にいかに飼い主グループをつくり活動していくかの講演内容を簡単に説明します。

発災直後は、飼い主はグループ化されてなく、その状態で飼育者と非飼育者が入り混じって避難所に存在しています。まず避難所運営員が動物と同行避難している被災者を集めます。

動物避難所立ち上げの作業工程 (避難所運営組織)

作業1 動物と動物を同行している避難者を集める

作業2 飼い主グループ各班に人員を振り分ける

1班 ペットスペースの設営と維持

2班 ペットスペース内の動物の管理

3班 静岡県動物救護対策本部との連絡

4班 飼い主不明動物の保護

この後は、各班による立ち上げ作業工程になる

実際の作業としては二つです。飼い主を集めることと、ルールを説明し、同意を得ることです。

この後は集まった飼い主による活動となります。まず4班にわかれて作業を行うので、人員を振り分けます。

動物避難所立ち上げの作業工程 (飼い主グループ第1班)

第1班の使命

動物を同行している避難者が集まり始めたら、ただちに飼育エリアを設定し、その維持管理を責任持つて行う。

重要注意事項

避難所においては人間と動物の生活空間を完全に分離することが原則である。避難所運営本部によって、あらかじめ動物の生活空間が決められている場合もあるが、飼育エリアの設営については運営本部と協議のうえ場所を確定する。

第1班の役割です。

飼育エリアの設定と維持管理を行うことになってます。

動物避難所立ち上げの作業工程 (飼い主グループ第1班)

飼育エリアの設営と維持

飼育エリアの設営

- 作業1 飼育エリアを確定させる
- 作業2 カラーコーンを置いたりテープ、ロープなどを使い、飼育エリアを明示する。
- 作業3 トイレの場所を決め明示する。
- 作業4 ケージ置き場や繋留場所に屋根がない場合は、テントやブルーシートを使い屋根を設置する。

第1班の飼育エリア設営にかかわる作業内容です。

動物避難所立ち上げの作業工程 (飼い主グループ第1班)

飼育エリアの設営と維持

飼育エリアの維持

- 作業1 飼育エリアでは動物種ごとにグループ分けを行う。
- 作業2 動物の収容数に合わせて、適切なスペースの維持に努める。
- 作業3 飼育エリアやその周辺環境維持のため、清掃や必要があれば消毒などを定期的に行う。

第1班の飼育エリア維持にかかわる作業内容です。

動物避難所立ち上げの作業工程 (飼い主グループ第2班)

第2班の使命

食糧など物資供給等の救援を的確に受けられるよう、
同行避難動物の状況の把握に努め、避難所内での動物
飼育ルールの周知徹底をする。

第2班の役割です。

飼育動物の状況管理と飼育ルール周知徹底が役割となっています。

動物避難所立ち上げの作業工程 (飼い主グループ第2班)

同行避難動物の管理と飼育

同行避難動物の登録と管理

作業1 動物受け入れに際し、受付簿への記入と
番号札の装着

作業2 動物の退去に際し、受付簿からの抹消と
番号札の回収

作業3 毎朝の動物種ごとの収容避難動物数の集計

第2班の避難動物の管理にかかわる作業内容です。

動物避難所立ち上げの作業工程 (飼い主グループ第2班)

同行避難動物の管理と飼育

同行避難動物の健康管理

作業4 動物の治療や健康についての相談は、近隣かつ対応可能な動物病院で行う。
そのために必要な動物病院の所在地等の情報を静岡市動物救護対策本部等より収集し、飼い主に周知する。

第2班の避難動物の健康管理にかかわる作業内容です。

動物避難所立ち上げの作業工程 (飼い主グループ第2班)

同行避難動物の管理と飼育

避難所内での飼育

作業5 飼育ルールを定めて避難所内に掲示し、周知徹底を図る。

作業6 非飼育者とのトラブルが生じた際は、避難所運営本部と連絡を取り合い解決に努める。

第2班の避難動物の飼育管理にかかわる作業内容です。

動物避難所立ち上げの作業工程 (飼い主グループ第3班)

第3班の使命

避難所での動物救護活動を円滑に遂行するには、物資や資材の補給、ボランティアの派遣等支援は必要である。

適正な支援に必要不可欠な、静岡市動物救護本部との的確かつ密接な連絡をとりあう。

第3班の役割になります。

動物避難所立ち上げの作業工程 (飼い主グループ第3班)

静岡市動物救援本部への連絡

作業1 定期的または必要に応じて、静岡市動物救援本部に情報を連絡する。

伝達情報

- 1 同行避難動物の収容状況(動物種や収容頭数等)
- 2 飼い主不明の動物の保護状況(保護頭数)
- 3 不足資材、食料などの補充要請
- 4 失踪動物の捜索依頼状況
- 5 ボランティアの派遣要請
- 6 ボランティア申し込み依頼状況
- 7 その他獣医師派遣要請など獣医療要請

第3班の救護本部への伝達情報の詳細となります。

動物避難所立ち上げの作業工程 (飼い主グループ第3班)

静岡市動物救援本部からの情報提供

作業2 静岡市動物救援本部からの情報は避難所または周辺地域に周知する。

情報内容

- 1 資材、食糧等の補給情報
- 2 ボランティアの派遣情報
- 3 獣医師会会員病院の診察状況
- 4 搜索依頼のあった失踪動物情報
- 5 飼い主不明動物の情報
- 6 動物飼育所およびその周囲の衛生管理指導

第3班は救護本部から受けた情報を地域などに発信していく役割もあります。

動物避難所立ち上げの作業工程 (飼い主グループ第4班)

第4班の使命

飼い主不明の動物が持ち込まれた時は、飼い主が見つかるか市または獣医師会員の保護収容施設に移送するまでの間、避難所内の飼育エリアで飼育及び管理する。

第4班の役割になります。

動物避難所立ち上げの作業工程 (飼い主グループ第4班)

飼い主不明の動物の保護

保護時

- 作業1 受付簿に、保護した方、保護した状況、動物の特徴などを記録する。
- 作業2 飼育エリア内に保護動物の飼育場所を用意する。
- 作業3 負傷または病気をしていると思われる場合は、静岡市動物救護対策本部に連絡し、獣医師の協力を要請する。

第4班の飼い主不明動物の保護時の作業内容となります。

動物避難所立ち上げの作業工程 (飼い主グループ第4班)

飼い主不明の動物の保護

飼育時

作業4 同行避難動物と同様に、飼育のルールに基づき
行う。

第4班は飼い主不明動物の飼育もおこなうことになっております。

動物避難所立ち上げの作業工程 (飼い主グループ第4班)

飼い主不明の動物の保護

その他

- 作業5 保護に必要な用具、食糧など不足資材については、随時静岡市被災動物救護本部に連絡し補充する。
- 作業6 保護した動物の情報を避難所および近隣地域に発信し、飼い主の発見に努める。
- 作業7 失踪した動物の捜索依頼があった場合は、動物種や特徴などを記録し、静岡市被災動物救護本部に報告する。

第4班は飼い主不明動物の取り扱いについての説明となります。

動物避難所立ち上げの作業工程 (飼い主グループ第4班)

飼い主不明の動物の保護

その他

作業8 保護動物の情報は、保護、引き取り、移送など移動時には速やかに静岡市被災動物救護本部に報告する。

作業9 避難所に直接ボランティア参加の希望があったときは、静岡市被災動物救護本部に取り次ぐ。

同じく、第4班は飼い主不明動物の取り扱いについての説明となります。

避難所における動物飼育のルール(例)

- 1 動物救護所の飼育エリアで飼育できる動物は、家庭でペットとして飼われている犬・猫・小鳥・ケージ内で飼育できる小動物です。それ以外の動物は、飼育エリアでの飼育はできません。
- 2 動物は、決められた場所でケージに入れるか、支柱に繋ぎ止めるかして飼育しましょう。ケージの置き場所や繋ぎ止める場所が分からない方は、飼い主グループの係に問い合わせ、指示に従ってください。
- 3 室内飼育、室外飼育関係なく、決められた場所以外での飼育はできません。また、人の生活エリアには、一時的にでもペットを連れ込まないでください。
- 4 ペットの飼育にあたっては、食事時間をきめ、食べ残しなどの後片付けは速やかに行いましょう。ケージ内や繋留場所、ペットの体はできるだけ清潔に保ち、周囲の環境に影響を及ぼさないようにしましょう。
- 5 排泄は、『動物のトイレ』として指定されている場所をお願いいたします。つぎの動物が気持ちよく使えるようにきれいに、後始末もきちんと行いましょう。
- 6 避難所で動物が生活できるよう、飼い主様が共同で行う作業があります。飼い主グループの係の指示に従い、ご協力をお願いいたします。
- 7 飼い主不明の動物や、飼い主様の体調がわるく世話ができない動物も飼育エリアにはいます。これらの動物の飼育は、飼い主の皆様が共同して行っていただけるようお願いしておりますので、ご協力ください。

皆様方に提示している動物の飼育ルールの例になります。

各避難所であらかじめルールを決めておいていただき、災害時に速やかに提示できるよう準備をしておいていただければと思います。また、決まったルールは、避難所に掲示できるよう、複数枚印刷しておくことをお勧めいたします。

避難所ペットスペース設営ボックス



避難所内にペットスペースと運営本部、4つの班を迅速に立ち上げるためのツール「避難所ペットスペース設営ボックス」を指定避難所76カ所に令和4年11月に配備しました。

中には、ロープやハサミ、筆記用具や名簿などごくわずかな事務備品と、指令書（マニュアル）が入っています。このマニュアル通りに進めると、避難所内で動物を飼育するスペースとそれらを管理運営する本部のベースが立ち上がります。この立ち上げは、小学校高学年であれば可能です。時間は、小学生が立ち上げても、大人が立ち上げても同じで、約30分で立ち上げができます。

避難所ペットスペース設営ボックス

地区支部、自主防災会の方へ

ペットと一緒に避難された飼い主にこのボックスを渡してください。

飼い主にペットを飼育できる場所（ペットスペース）をお伝えください。ペットスペースの管理は飼い主さんが責任をもって行うことになります。

ペットと一緒に避難された飼い主さんへ

避難所では原則、人とペットが同じ空間で生活することはできません。

このボックスの中には、避難所でペットが生活する場所（ペットスペース）を、短時間で用意するためのマニュアルが入っています。

皆さんで協力してペットスペースの管理運営をしていきましょう。

ペット飼育場所（ペットスペース）の確保

- ① はじめにこのボックスを受け取った方は、ペットを連れた他の飼い主さんに声をかけて集めてください。
- ② このボックスを受け取ったときに、避難所運営本部の方からペットスペースの場所を聞かなかった場合は、ペットスペースをどこに設置したらよいかを本部の方に聞いて来て下さい。

各班の作業内容・役割

このマニュアルでは、ペットスペースの場所を確保した後に4班に分かれて作業します。

人数が4人以上集まった場合、色分けした班別にマニュアルを配布し各班に分かれて作業すると短時間で作業ができます。

人数が集まらなかった場合は、一つずつ進んで下さい。

1班 ペットスペースの設営

2班 ペットスペースの運営

3班 動物救護本部との連絡・調整

4班 飼い主不明動物の飼育と管理

※ あなたの身に危険が迫っている場合は、身の安全を最優先に考えて行動してください。 ※

1班 ペットスペースの設営

- ① ペットスペースをトラロープで囲います。
- ② ペットのトイレスペースを決めてトラロープで囲います。
- ③ ボックス内にあるプレート（「ペットスペース」「ペットのトイレ」「犬エリア」「猫エリア」「その他の動物のエリア」）を分かるように貼ります。
- ④ ペットスペースに屋根がない場合は、ブルーシートでペットスペースに設営してください。足りない場合は、避難所運営本部や飼い主から借りて設営して下さい。ブルーシートがない場合は段ボールで代用してください。

トラロープ、ハサミ、ブルーシート、文房具等はボックス内にあります。

※ あなたの身に危険が迫っている場合は、身の安全を最優先に考えて行動してください。 ※

2班 ペットスペースの運営 ①

- ① ペットスペースに受付場所を作り「ペットスペース受付」のプレートを掲示してください。
- ② 掲示板用の廃段ボールを数枚調達し、受付横にお知らせ用の掲示コーナーとして。
- ③ 「ペットスペースの受付方法」のプレートに受付場所（連絡先）を記載し、段ボールに貼り、ペットスペース受付横と避難所運営本部の掲示板の横に掲示して下さい。

掲示物、筆記用具等はボックス内にあります。

※ あなたの身に危険が迫っている場合は、身の安全を最優先に考えて行動してください。 ※

2班 ペットスペースの運営 ②

- ① ボックス内の「ペット飼育受付簿」で受付をしてください。
- ② ボックス内の「名札」に受付番号を記載して飼い主に渡してください。飼い主さんは名札の他の項目を記載して、ペットの近くに貼ってください。
- ③ 「避難所における動物飼育のルール」に問い合わせ先を記入し、段ボールに貼って掲示してください。（運営していくなかで、ルールを変更・追加する場合は、そのつど作り替えて下さい。）

ペットスペースの受付方法

ペットスペースで飼育を希望される方は受付が必要です。受付は、_____で行っております。

飼育を希望される方は、受付簿への記入をお願いします。受付後にペットの名札をお渡ししますので、ペットの近く（ケージ）に貼ってください。

ペットスペースから退去する場合は、受付に名札を返却し、受付簿から抹消してもらってください。

避難所における動物飼育のルール

- 1 飼育できる動物は、犬・猫・小鳥・ケージ内で飼育できる小動物です。
- 2 動物は、ペットスペースでケージに入れるか、支柱に繋ぎ止めるかして飼育しましょう。
(アレルギーや苦手な方がいますので、人の生活エリアにはペットを連れていかないでください。)
- 3 ペットの食事時間を決め、後片付けは速やかに行いましょう。飼育スペースやペットの体は出来るだけ清潔に保ちましょう。
- 4 排泄は、『ペットのトイレ』を使用し、後始末もきちんと行いましょう。
- 5 鳴き声で迷惑をかけないよう、早朝、夜間の接触は控えるようにしましょう。
- 6 ペットスペースには、飼い主不明の動物や、飼い主の体調が悪く世話ができない動物もいます。これらの動物の飼育は、飼い主の皆様が共同で行っていただけるようお願いしておりますので、ご協力ください。 問合わせ先 

※ あなたの身に危険が迫っている場合は、身の安全を最優先に考えて行動してください。 ※

3班 動物救護本部との連絡・調整

- ① 2班が用意した掲示板用の段ボールにボックス内の以下のプレートを貼り、受付横に掲示してください。

「動物救護本部からのお知らせ」

「資材・フードの補給情報」「ボランティア情報」

「動物病院診察情報」「逃げてしまった動物の情報」

「保護している動物の情報」「衛生管理に関する情報」

- ② 「動物救護本部との初期連絡票」を埋め、避難所運営本部に動物救護本部へ連絡するよう依頼して下さい。

動物救護本部電話：[054-278-6409](tel:054-278-6409) / 080-2665-3487

救援本部との初期連絡票

- 1 私たち、_____避難所には、ペットスペースが出来上がりました。
 - 2 現在、約犬 _____頭、猫 _____頭、その他 _____頭の動物が収容見込みです。
 - 3 飼い主不明の保護された動物が います。 いません。
 - 4 相談できる、獣医師もしくは災害時動物ボランティアリーダーが近くに
 います。 いません。
(いる場合 肩書 _____ 氏名 _____)
 - 5 獣医師派遣要請を します。 (緊急 早急 なるべく早く) しません。
- 3・4・5については、マル印で囲い、必要事項も記載してください。

※ あなたの身に危険が迫っている場合は、身の安全を最優先に考えて行動してください。 ※

4班 飼主不明動物の飼育と管理

- ① ペットスペース内に保護動物の飼育エリアを作ってください。
- ② 飼い主不明の保護された動物がいた場合は、不明動物受付簿に記入し、預かってください。不明動物受付簿はボックス内にあります。
- ③ 飼い主不明動物に必要な資材を書き出し、3班の連絡係に渡して、救援本部に連絡をしてもらってください。
- ④ 受付横に、不明動物の情報を掲示してください。

各班の役割と今後の仕事

1班 ペットスペースの設営

動物種ごとに分けて収容し、数に合わせて広さを調節して、適切なペットスペースの維持に努めてください。ペットスペースやその周辺的环境維持のため、清掃や必要があれば消毒などを定期的に行ってください。

2班 ペットスペースの運営

動物種ごとに毎日集計し台帳に記録してください。新たに受付した動物の飼い主に、受付簿に記入してもらい受付簿の番号と同じ番号をガムテープに記載し貼り付けた名札2枚を飼い主に渡してください。退去する動物がいたら、名札を回収し、飼い主と動物を受付簿から抹消してください

3班 動物救護本部との連絡・調整

逐次、動物救護本部と連絡を取って情報のやり取りをしてください。救護本部からの情報は、避難所周辺の住民の方へも情報提供を行ってください。（動物の状況報告、必要な支援物資、ボランティア・獣医師要請など）

4班 飼い主不明動物の飼育と管理

動物救護本部へ連絡し、飼い主不明の動物がいることを伝えて下さい。動物救護本部が保護収容するまでの間、飼育・管理をお願いいたします。可能であれば、散歩もお願いします。病気やケガでペットのお世話できない方のペットも同様に飼育管理をお願いいたします。